

三労発基0530第10号

令和5年5月30日

四日市コンビナート協力会社

災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部
を改正する指針」について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）の施行、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の策定等に伴い、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）について、別添1の新旧対照表のとおり改正され、改正後の化学物質リスクアセスメント指針は別添2のとおりとなります。

また、化学物質リスクアセスメント指針の改正に伴い、平成27年9月18日付け基発0918第3号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（以下「第3号通達」という。）が、別添3の新旧対照表のとおり改正され、改正後の第3号通達は別添4のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。